

大分大学工学部同窓会電気部会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本部会は電気部会と称する。

(目的)

第2条 本部会は母校との連絡を保ち会員相互の親睦をはかるとともに、進んで社会の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 会誌の発行
- 2) 会員名簿の管理
- 3) 工学部同窓会で決議された共通事業
- 4) その他本部会の目的を達成するために必要と認められる事項

(本部)

第4条 本部会は本部を大分大学工学部電気電子工学科電気工学教室におく。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本部会は次の会員をもって組織する。

1) 正会員

- (イ). 大分大学工学部電気電子工学科電気コースを卒業した者
(旧電気工学科)
- (ロ). (イ)に該当しない者で大分大学大学院工学研究科電気電子工学専攻電気コースを修了した者
(旧電気工学専攻)
- (ハ). (イ), (ロ)に掲げる学科, 大学院(博士後期課程を含む)に在籍した者で本会理事会の承認を得た者

2) 準会員

大分大学工学部電気電子工学科電気コース及び大分大学大学院工学研究科電気電子工学専攻電気コース在学学生(正会員を除く)

3) 特別会員

- (イ). 大分大学工学部電気電子工学科電気コース及び大分大学大学院工学研究科電気電子工学専攻電気コースの現専任教員
- (ロ). (イ)に掲げる学科, 大学院の専任教員であった者のうち本会理事会の承認を得た者

4) 名誉会員

本部会に対して特に功績があった者で本会理事会の承認を得た者

第3章 役員

(役員)

第6条 本部会に次の役員を置くことができる。

部会長	1名
副部会長	1名
代表理事	1名
会計	1名

(役員を選出)

第7条 部会長、副部会長、代表理事は正会員及び準会員の中から互選によって定める。

2. 部会長、副部会長、代表理事は工学部同窓会「翔工会」の全会理事を兼任する。

(役員の仕事)

第8条 部会長は本部会を代表し会務を総理する。

2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長が会務を遂行できない場合はその職務を代行する。

3. 代表理事は部会長、副部会長を補佐する。

4. 会計は本部会の会計事務を執行する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた場合は補充するものとする。

3. 前項の規定により選出された現員の任期は前役員の残任期とする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は全会員の2分の1以上の署名で成立する。

第4章 審議および執行事項

(審議および執行事項)

第11条 本部会は次の事項を全会理事会の承認を得て執行する。

- 1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- 2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- 3) 役員を選出に関すること。
- 4) 本部会会則の改廃に関すること。
- 5) その他部会長の附議した事項。

第5章 会計

(会計)

第12条 本部会の経費は工学部同窓会からの部会運営資金および本部会独自の事業収入、寄付金をもってあてる。

附 則

全会則は昭和59年4月1日より施行する。

平成元年4月26日改正

平成19年〇月〇日改正